

令和4年度私立学校関係税制改正に関する要望

令和3年8月3日
全私学連合

【要望の趣旨】

令和4年度私立学校関係税制改正に関する要望に際しては、本年度で適用期限を迎える既設の非課税措置の延長に加え、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

このうち、特に、リカレント教育の充実、私立学校の学生等の経済的負担軽減、寄附文化の醸成、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等を要望する。

【要望項目】

1. 教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充

- ① 学校法人が行う奨学金事業の消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置の延長
- ② リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
- ③ 教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充
- ④ 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

“新たな日常”の確立が求められるなか、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。“新たな日常”を確立するための必須条件は、SDGsの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムの確立であり、その一翼を担うのが大学におけるリカレント教育や生涯教育の推進である。

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会を持つ「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である。

① 学校法人が行う奨学金事業の消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

平成28年度税制改正において創設された特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置については、平成31年（令和元年）度税制改正において、適用期限の延長（3年間：2022〔令和4〕年3月31日まで）の措置がとられた。

学校法人が行う奨学金事業は、学生等の修学機会の確保に資する極めて公共性が高い

ものである。加えて、法人が実施する奨学金事業のニーズは依然として高く、社会全体で、意欲と能力のある学生等を支える体制を充実していくことが必要であることから、引き続き、同非課税措置の適用期限を延長し、教育費の負担軽減の充実に努めることが不可欠である。

② リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設

私立大学は、17～22歳を除く大学入学者数の82%（男子81%、女子91%）、社会人の大学院入学者数の51%（男子51%、女子53%）を占めており、様々な年齢層、多くの社会人学生が在籍する。

サイバー空間とフィジカル空間が融合した様々なシステムの下での複雑、かつ、急速な変化をもたらす予測困難性の高いSociety5.0社会における人生100年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント教育を通じた「学び続ける社会」の形成がわが国の成長、発展の源泉となる。

社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

③ 教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。

そのためには教育費支出の大きい世帯の税負担の一層の軽減を図り、特に中間所得層及び低所得層の世帯に対する税の負担を緩和させることによる教育機会の保証を実現すべく、私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や教育費の負担軽減を目的とした特定扶養控除の拡充を要望する。

④ 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

平成25年度税制改正において創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和3年度税制改正において、適用期限の延長（2年間：2023〔令和5〕年3月31日まで）等の措置がとられた。

教育機会の充実、博士課程をはじめとする人材育成の重要性及びリカレント教育の推進の観点から、非課税措置に係る年齢制限を撤廃すること、直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税措置の対象とすることなどの条件の見直しとともに、学生等の教育資金を確保し、現役世代の教育負担の軽減を一層図ることを目的に、同特例措置の適用期限の廃止による制度の恒久化を要望する。

2. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

(1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

- ① 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃
- ② 個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設
- ③ 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
- ④ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

(1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

収入の過半を学生等からの納付金収入に依存する私立学校にあっては、寄附金収入による安定的な財源の確保は経営基盤の強化のためにも優先して取り組むべき課題である。寄附金収入は、卒業生や保護者、民間企業など多方面にわたる学校のステークホルダーとどの程度緊密な関係性を構築できているかを示すバロメーターともいえる。金額の多寡にかかわらず、寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。また、Society5.0時代の私立学校の教育研究機能の強化を図るためには、諸外国に比して低い水準にとどまっている個人はもとより、法人からの私立学校への寄附の拡大が必要であり、寄附者のインセンティブの拡充を図るための税制上のより一層の措置の導入が不可欠である。

わが国の約8割の学生への教育を担う一方で、収入の過半を私費負担である学納金収入に依存している私立大学の将来は、各私立大学の自律性はもとより、企業をはじめとする法人や個人を通じた社会全体で支えるという“共助”の精神を根付かせ、私立大学の多様な教育研究活動を拡充発展させていく体制を整えることができるか否かにかかっているといても過言ではない。寄附募集をより一層容易にするための税制上の優遇措置の拡充が不可欠である。

① 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（PST要件）に係る緩和措置が講じられたが、学生等の直系尊属からの寄附に関しては、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例の措置を設け、寄附文化の醸成を図ることが重要である。

② 個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設

とくに高所得者以外からの寄附の拡充に大きな役割を果たしてきた個人が寄附をした際の税額控除制度について、さらなる寄附文化の醸成を通じた個人寄附の促進や母校の教育研究活動に資するため多額の寄附をしようとする寄附意欲の高い卒業生など、潜在的な多額寄附者を掘り起こすことが可能となるよう、税額控除に係る控除率の引き上げ（40%→45%）がなされるべきである。また、控除限度額の上限を超えた場合に5年間に限度に繰り越して控除することを可能とすることが望まれる。

上記の措置により、多額寄附の途を閉ざさない社会的環境の整備が促進され、米国の寄附税制と同程度の措置を講ずることにより、国際的な競争環境が整備される。

③ 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

寄附税制に係る措置の拡充や寄附金控除手続の簡素化は、私立学校への寄附の拡大に結びつく。また、少額寄附者・多額寄附者の拡大によって、わが国の寄附文化を醸成し、多くの国民から広く寄附を得られる環境を整えることも可能となる。

学校法人への寄附金控除については、他の多くの控除が年末調整で手続きができるにもかかわらず、確定申告を行うこととされており、特に少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストが、税制優遇の効果を低めているといえる。

広く寄附者が税制優遇のメリットを享受できるようにし、より寄附を行いやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図るため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。また、様々な行政手続の利用者の目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムの転換（デジタル・ガバメントの断行やマイナンバーカードの利便性の向上）の検討に際しては、学校法人への寄附金控除手続の簡素化の実現も踏まえた検討が進められることを要望する。

④ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいえるべき教育において、私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性にかかわらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることにより、とりわけ小規模な法人が寄附を一層集めることができるよう、引き続きPST要件の撤廃を要望する。

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。この事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。

同事業は、私立大学の教育研究能力の向上と特色ある多様な教育研究の発展に資することにより、わが国の発展に大いに寄与するものであり、平成30年度からの4年間で、若手研究者奨励金130名、女性研究者奨励金131名、計261名の研究者を採択し、資金交付を行ったところであるが、同制度の発展と充実を図るためには、「若手・女性研究者奨励金」に対し、企業等が意欲的に寄附を行う環境の構築が不可欠であることから、同奨励金への寄附については、法人の寄附金の全額が損金算入の対象となる等の指定寄附金として取り扱うことを要望する。

3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

- ① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設
- ② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税にかかわっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増を強いることとなり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

学校法人の資産運用収益（利子、配当等）に対する非課税措置の維持等、現行の学校法人に係る特例措置の維持・拡充を要望する。

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

令和3年度税制改正において、東日本大震災の被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災の被害を受けたことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする措置について、適用期限が延長（5年間：令和8年3月31日まで）とされたが、大規模災害等の発生が増加している現状に鑑み、その対象範囲の拡大を要望する。

4. 大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

近年、地震や風水害による大規模災害が頻発している。被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

また、被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入、新型コロナウイルス感染症対策のための教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。